

平成 20 年 10 月 日

中野市長職務代理者

中野市副市長 小林 貫男 様

中野市保育所運営審議会

会 長 三 井 寛

平成 21 年度中野市特別保育事業について（答申）

平成 20 年 10 月 9 日付けで諮問のあった平成 21 年度中野市特別保育事業について、慎重に審議した結果、当審議会として下記のとおり答申する。

記

答申事項

1 特別保育事業

- (1) 長時間保育の保育時間の全種別について、開始時間を 15 分繰り上げるとともに、第 3 種を利用できる保育所に平野保育園を加える。(別表 1・2)
- (2) 長時間保育の土曜日特別長時間保育を、拠点保育所(西町保育園、みよし保育園、平野保育園)において実施する。(別表 3)
- (3) 一時的保育の実施保育所のうち、永田保育園を豊井保育園に変更する。(別表 4)
- (4) (1)~(3)の実施時期 平成 21 年 4 月 1 日

審議経過

- ・ 10 月 9 日の会議において、中野市長職務代理者から諮問があり、提出された資料の説明を受け、協議した。次回まで自宅審査を行うこととした。
- ・ 10 月 16 日の会議において、前回の協議内容及び自宅審査結果に基づき協議し、諮問のとおり答申内容を決定した。
決定にあたっては、保護者負担、市の財政状況等を考慮し、十分な検討を行った。

別表1 長時間保育保育時間

曜日別	利用区分	保育時間			
		第1種	第2種	第3種	
月曜日から金曜日まで	1日	午前7時45分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	
		午後4時30分から 午後5時45分まで	午後4時30分から 午後6時まで	午後4時30分から 午後6時30分まで	
	午前	午前7時45分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	
	午後	午後4時30分から 午後5時45分まで	午後4時30分から 午後6時まで	午後4時30分から 午後6時30分まで	
	土曜日	1日	午前7時45分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで
			正午から 午後1時まで	正午から 午後2時まで	正午から 午後2時まで
午前		午前7時45分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	午前7時30分から 午前8時30分まで	
午後		正午から 午後1時まで	正午から 午後2時まで	正午から 午後2時まで	

別表2 長時間保育実施保育所

種別	実施保育所
第1種	みなみ保育園・平野保育園・西町保育園・松川保育園・みよし保育園・高丘保育園・長丘保育園・平岡保育園・たかやしろ保育園・永田保育園・豊井保育園
第2種	みなみ保育園・平野保育園・西町保育園・松川保育園・みよし保育園・高丘保育園・長丘保育園・平岡保育園・たかやしろ保育園・永田保育園・豊井保育園
第3種	西町保育園・みよし保育園・平野保育園

別表3 土曜日特別長時間保育

区分	長時間保育第1種利用者	長時間保育第2種・第3種利用者
保育時間	午後1時から 午後6時まで	午後2時から 午後6時まで
利用料	1,800円	1,500円

拠点保育所(西町保育園、みよし保育園、平野保育園)にて実施。

別表4 一時的保育実施保育所

事業内容		
利用区分	利用対象	実施保育所
(1)臨時保育	保護者の労働、職業訓練、就学又は傷病等の事由により、断続的に家庭保育が困難になる児童を保育する	松川、平岡 たかやしろ、豊井
(2)緊急保育	保護者の傷病、災害、事故又は冠婚葬祭等の事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童を保育する	松川、平岡 たかやしろ、豊井
(3)リフレッシュ保育	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため、一時的に保育を必要とする児童を保育する	松川、平岡 たかやしろ、豊井